

統合型GIS推進指針の概要

経緯

総務省は、従前より、地方公共団体における統合型GIS(地理情報システム)の整備促進のため、指針の策定や調査研究等の各種の施策を実施するとともに、特別交付税や普通交付税による財政支援措置を講じてきた。その結果、地方公共団体における統合型GISの整備は着実に進展したが、厳しい地方財政状況の中、なお一層整備促進を図るためには、より効率的で安価なシステム整備のための方策や効果的な活用方策が必要。また、平成19年5月に制定された「地理空間情報活用推進基本法」においては、地理情報システムの利用拡大等の施策の策定・実施が地方公共団体の責務と規定されたところ。このような状況を踏まえ、地方公共団体の取組の参考となるよう、従前の統合型GISに関する指針を見直し、「統合型GIS推進指針」を作成。

地理空間情報活用推進基本法の成立

(平成19年5月30日公布、8月29日施行)

- 統合型GISに関する全体指針、運用指針、活用指針、整備指針の見直し・一本化。
- 先進事例、独自事例を幅広く集め、提供。

統合型GISの位置づけと目標

共用空間データは地理空間情報の共通基盤として位置付けられるもの。

- 「共用空間データ」を構築することにより、全体としてデータ整備の重複を防ぎ、データ作成費用を削減。
- 様々な行政分野において、住民サービスの向上、業務の効率化・高度化、地域の課題解決を図る。

統合型GISの整備・運用・活用の考え方

(1) 整備について

電子自治体における共通のプラットフォームの一つとして、各地方公共団体の実情に即した整備が重要。

特に、隣接する市町村間や広域行政体、都道府県間での共用空間データの共同整備は、データ整備費用の低減とともに、情報交換の円滑化による業務効率化に有効。

(2) 運用について

共用空間データはもとより、個別空間データ等についても確実かつ効率的に更新されることが重要。また、職員が日常的に使いこなせるよう、研修の実施やサポート体制の整備が必要。

さらに、必要に応じてシステムの拡張やデータの拡充を図ることも重要。

(3) 活用について

地域コミュニティの活性化や住民参加のツールとしての利用とともに、地域の民間事業者による活用や連携を図り、利便性・効率性・地域活力を実感できる電子自治体の構築に繋がる活用が必要。

個人情報保護について

個人情報に該当するデータについては、各地方公共団体の定める個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。